

【令和4年4月1日：施行】

学 則

専門学校北海道リハビリテーション大学校

専門学校北海道リハビリテーション大学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、医療技術に関する知識等を教授し、豊かな教養と人格を備え、社会に貢献しうる有能な医療従事者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校北海道リハビリテーション大学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区南3条西1丁目15番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
医 療	専門課程	理学療法学科	昼 間	4年	60人	240人	8学級
医 療	専門課程	作業療法学科	昼 間	4年	40人	160人	4学級
医 療	専門課程	言語聴覚学科	昼 間	3年	40人	120人	3学級

(在学年限)

第6条 本校に在学することができる期間は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの学科において、前後期の終始期を変更することができる。

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日。
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日。
 - (3) 吉田学園創立記念日 9月15日。
 - (4) 夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、春季休業日。
- 2 前項（4）の休業日については各学科及び学年毎に、年度当初に校長が定める。
- 3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。
- 4 校長は、必要により第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 5 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業時数及び職員組織

（教育課程、授業時数、始業及び終業）

第9条 本校の教育課程、単位数及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

- 2 卒業までに履修させる授業時数は、理学療法学科にあつては3,570時間（130単位）以上、作業療法学科にあつては3,705時間（135単位）以上、言語聴覚学科にあつては3,110時間（106単位）以上とする。
- 3 本校の始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

（授業時数の単位数への換算）

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、1単位の授業時数を45時間の修得を必要とする内容を持って構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習については、45時間をもって1単位とする。なお、言語聴覚学科については、40時間をもって1単位とする。

（成績評価）

第11条 授業科目の成績評価は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行う。

- 2 科目の出席時数が授業時数の3分の2（臨床実習は原則全ての授業時数）に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

ただし、臨床実習について、やむを得ない理由による欠席と校長が認め、かつ出席すべき時数の9分の1を超えない場合に限り評価を受けることができる。

- 3 成績の評価は100点満点とし、A（80点以上）、B（79点から70点）、C（69点から60点）、D（60点未満）をもって表示し、A、B及びCを合格とし単位を修得したものとする。

ただし、入学前に取得し学校が認定する単位等特別な場合は、認定単位とし、「N」をもって表示することができ、4段階評定法の「C」以上にあたる。

- 4 その他成績評価に関しての詳細は別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修等)

第12条 学生が本校在学中に行った、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修については、本校において履修したものとして認定することができない。

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 大学を卒業し、新たに本校の第1学年に入学した者の既修得単位について、既修の学習内容を評価し、教育上有益と認めるときは、本校において修得したものとして認定することができる。ただし、当該学科の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(職員組織)

第14条 本校に校長、教員、講師、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(会 議)

第15条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。

2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
- (7) その他本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学手続、許可)

第18条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第31条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。

- (2) 前号の手続きを終了した者に対して募集要項に定める選考方法により、合格者を決定する。
- (3) 本校の入学許可を受けようとする者は、所定の誓約書に入学金及び授業料等を添え、指定の期日までに提出しなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われないうとき、又は出願書類及びその他の書類に虚偽の記載があるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学及び編入学)

第19条 転入学及び編入学はこれを認めない。

(転学及び転科)

第20条 学生が他の学校への転学を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。なお、転科についてはこれを認めない。

2 転学に必要な事項は別に定める。

(欠 席)

第21条 学生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

(休 学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、就学することのできない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 前項の理由が病気による場合は、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

3 病気のため就学が不適当と認められる者に対しては、校長は休学を命ずることができる。

4 休学期間は、引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合校長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は通算して修業年限を超えることはできない。

6 休学期間は第6条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、復学の許可を願い出るものとし、校長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第24条 退学しようとする者は、理由を記した書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、所定の会議の議を経て校長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期行方不明の者。
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者。
- (3) 授業料、その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (4) 第6条に定める在学年限内に卒業ができないことが確定した者。

(5) 第22条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学の手続きをしない者。

(復 籍)

第26条 前条各号の事由によって除籍された者が、除籍の事由が解消され、かつ、復籍願を校長に提出した場合は、所定の会議の議に諮り、復籍を認めることがある。

2 復籍を許可されたものに対し必要な事項は別に定める。

(卒業・課程修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、修業年限以上在学し、教育指導計画に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て各学年の課程の修了又は卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して別記第1号様式の卒業証書を授与する。

3 本校の理学療法学科を卒業した者には理学療法士国家試験、作業療法学科を卒業した者には作業療法士国家試験、言語聴覚学科を卒業した者には言語聴覚士国家試験の受験資格が与えられる。

(称号の授与)

第28条 前条により、医療専門課程言語聴覚学科を修了した者は、専門士（医療専門課程）、理学療法学科、作業療法学科を修了した者は、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者による授業科目の履修を許可しない。

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるとときは、校長は所定の会議に諮り褒賞することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、本校の規則若しくは命令に違反し、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第32条 授業料、入学金その他の費用は、別表第2のとおりとする。ただし、経済情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができる。

(納付金の納入時期)

第33条 学生は前条に定める納付金を、所定の期日までに納入しなければならない。納入方法については別に定める。

(納入金の不返還)

第34条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く納入金を返還する場合がある。

(納入の特例)

第35条 特待生や休学等により特別の事由が発生したときは、第31条及び第32条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第8章 健康管理

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育)

第37条 本校においては、附帯教育事業を実施しない。

第10章 雑 則

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から実施する。

(第18条別表2の改正)

附 則

この学則は、平成10年4月1日から実施する。(第13条別表1の改正)

附 則

この学則は、平成11年4月1日から実施する。
(看護学科増設に係わる所要の改正及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から実施する。(第26条別表第4の改正)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から実施する。(第17条別表第1及び第2の改正)

附 則

この学則は、平成13年4月1日から実施する。(第26条の改正)

附 則

この学則は、平成14年4月1日から実施する。(第17条別表第1の改正)

附 則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。(第26条別表第4の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。(標題、第1条、第17条及び条項の改正)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。
(第3条、第4条、第9条、第18条、第19条、第21条、第22条、第18条別表第3、
別表第4、第21条別記様式の改正)

附 則

この学則は、平成18年3月1日から実施する。
(第21条第2項、第21条別記様式の改正、ただし、名称変更に伴う標題、第1条、第21
条別記様式については平成18年4月1日から実施する)

附 則

この学則は、平成18年4月1日から実施する。(条文の整理・追加及び教育課程の見直しによる改正)

附 則

この学則は、平成19年4月1日から実施する。(別表第3(第31条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成21年4月1日から実施する。(第9条、第9条別表第2の改正)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から実施する。(第3条、第5条の改正)

附 則

この学則は、平成23年4月1日から実施する。
(教育課程の変更による第9条、別表第1、別表第2の改正。納入金の変更による別表第3
(第31条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成25年4月1日から実施する。ただし変更後の教育課程変更による関係条文(第9条及び別
表第1(第9条関係))について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程変更による関係条文(第9条及び別表第1(第9条関係))及び文言整理による関
係条文(第6条、第7条、第8条、第11条、第13条、第16条、第18条、第20条、

第25条、第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第36条、別表第2（第31条関係）、別記第1号様式（第26条関係）の改正

附 則

この学則は、平成27年4月1日から実施する。（文言整理による関係条文（第11条）の改正）

附 則

この学則は、平成28年4月1日から実施する。ただし変更後の言語聴覚学科の開設による関係条文（第5条、第9条及び別表第1（第9条関係）、第10条、第16条、第26条、別表第2（第31条関係）、別記第1号様式（第26条関係））について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

（言語聴覚学科の開設による関係条文（第5条、第9条及び別表第1（第9条関係）、第10条、第16条、第26条、別表第2（第31条関係）、別記第1号様式（第26条関係））の改正）

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

（称号の付与による関係条文（第27条、別記第1号様式（第26条関係））の改正）

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし変更後の理学療法学科、作業療法学科及び言語聴覚学科の教育課程変更による関係条文（第9条及び別表第1（第9条関係））について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

（教育課程の変更による関係条文（第9条及び別表第1（第9条関係））及び卒業証書変更による関係条文（別記第1号（第26条関係））の改正）

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし変更後の言語聴覚学科の修業年限変更による関係条文（第5条、第9条及び別表第1（第9条関係）、第16条、別表第2（第31条関係）、別記第1号様式（第26条関係、言語聴覚学科））について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

（修業年限の変更による関係条文第5条、第9条及び別表第1（第9条関係）、第16条、別表第2（第31条関係）、別記第1号様式（第26条関係、言語聴覚学科）の改正）

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし変更後の理学療法学科及び作業療法学科の教育課程変更による関係条文（第9条及び別表第1（第9条関係））について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

（文言修正による関係条文（第1条）、教育課程の変更による関係条文（第9条及び別表第1（第9条関係））の改正）

附 則

この学則は、令和4年4月1日から実施する。ただし、変更後の言語聴覚学科の教育課程変更による関係条文（第9条、別表第1（第9条関係））の改正について、施行日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

（第26条の追加、第9条、別表第1（第9条関係）の改正）

別表第1 (第9条関係)

教 育 課 程 及 び 授 業 時 数

医療分野 専門課程 理学療法学科

教 育 内 容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	14	自然科学	2	30	
			情報科学Ⅰ	1	30	
			情報科学Ⅱ	1	30	
			情報科学Ⅲ	1	30	
			統計処理	1	15	
			小 計	6	135	
	人間と生活		心理学	2	30	
			哲学	1	15	
			倫理学	2	30	
			社会福祉学	2	30	
	小 計		7	105		
社会の理解	実践コミュニケーション	1	30			
	表現論	1	30			
	人財育成概説	1	15			
小 計	3	75				
小 計	14 単位以上		16	315		
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	12	解剖学Ⅰ	3	45	
			解剖学Ⅱ	4	60	
			解剖学実習	1	45	
			生理学	6	90	
			生理学実習	1	45	
			運動学	3	45	
			運動学実習	1	45	
			人間発達学	2	30	
			小 計	21	405	
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	14	病理学概論	2	30	
			臨床心理学	2	30	
			一般臨床医学	2	30	
			内部障害学	2	30	
			運動器障害学	2	30	
			神経障害学	2	30	
			精神障害学	2	30	
			発達障害学	1	15	
			薬理学	1	15	
			救急救命学	1	15	
			健康増進科学	1	15	
			小 計	18	270	
	保健福祉医療と リハビリテーションの理念	4	リハビリテーション総論	2	30	
			チーム関係論	1	15	
			地域包括マネジメント論	1	15	
			小 計	4	60	
	小 計	30 単位以上		43	735	

教育内容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
専門分野	基礎理学療法学	6	理学療法概論Ⅰ	2	60	
			理学療法概論Ⅱ	1	15	
			基礎理学療法	2	60	
			臨床運動学	1	45	
			理学療法研究法Ⅰ	1	30	
			理学療法研究法Ⅱ	1	30	
			理学療法研究法Ⅲ	1	30	
			理学療法課題研究Ⅰ	1	30	
			理学療法課題研究Ⅱ	1	30	
			小 計	11	330	
	理学療法管理学	2	理学療法管理学	2	30	
			小 計	2	30	
	理学療法評価学	6	理学療法評価法Ⅰ	2	60	
			理学療法評価法Ⅱ	2	60	
			理学療法評価法Ⅲ	1	30	
			理学療法評価法実習	1	45	
			小 計	6	195	
	理学療法治療学	20	運動療法	2	60	
			運動療法実習	1	45	
			物理療法	1	30	
			物理療法実習	1	45	
			日常生活活動Ⅰ	1	30	
			日常生活活動Ⅱ	1	30	
			日常生活活動実習	1	45	
			義肢装具学	1	30	
			義肢装具学実習	1	45	
			運動器障害理学療法学	1	30	
			運動器障害理学療法学実習	1	45	
			神経障害理学療法学	1	30	
			神経障害理学療法学実習	1	45	
			発達障害理学療法学	1	30	
			内部障害理学療法学	1	15	
			内部障害理学療法学実習	1	45	
			老年期理学療法学	1	30	
			スポーツ理学療法学	1	30	
			徒手関節治療学	1	30	
			理学療法特論	1	45	
			理学療法演習Ⅰ	3	90	
			理学療法演習Ⅱ	3	90	
			小 計	27	915	

教 育 内 容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
専門分野	地域理学療法学	3	地域理学療法学	2	30	
			生活環境論	1	30	
			小 計	3	60	
	臨床実習	20	臨床見学実習	1	45	
			臨床実習Ⅰ	4	180	
			臨床実習Ⅱ	8	360	
			臨床実習Ⅲ	8	360	
			臨床実習Ⅳ	1	45	
小 計			22	990		
小 計	57 単位以上		71	2,520		
総 計		101 単位以上		130	3,570	

別表第1 (第9条関係)

教 育 課 程 及 び 授 業 時 数

医療分野 専門課程 作業療法学科

教 育 内 容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	14	自然科学	2	30	
			情報科学Ⅰ	1	30	
			情報科学Ⅱ	1	30	
			情報科学Ⅲ	1	15	
			統計処理	1	15	
			小 計	6	120	
	人間と生活		心理学	2	30	
			哲学	1	15	
			倫理学	2	30	
			社会福祉学	2	30	
			小 計	7	105	
	社会の理解		実践コミュニケーション	1	30	
			表現論	1	30	
			人財育成概説	1	15	
			小 計	3	75	
	小 計	14 単位以上		16	300	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	解剖学Ⅰ	3	45	
			解剖学Ⅱ	4	60	
			解剖学実習	1	45	
			生理学	6	90	
			生理学実習	1	45	
			運動学	3	45	
			運動学実習	1	45	
			人間発達学	2	30	
			小 計	21	405	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	病理学概論	2	30	
			臨床心理学	2	30	
			一般臨床医学	2	30	
			内部障害学	2	30	
			運動器障害学	2	30	
			神経障害学	2	30	
			精神障害学	2	30	
			発達障害学	1	15	
			薬理学	1	15	
			健康増進科学	1	15	
			救急救命学	1	15	
			小 計	18	270	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	リハビリテーション総論	2	30	
			職業関連活動	1	30	
			チーム関係論	1	15	
			小 計	4	75	
	小 計	30 単位以上		43	750	

教 育 内 容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
専門分野	基礎作業療法学	5	作業療法概論	2	60	
			作業療法実践論	1	15	
			基礎作業学	1	30	
			基礎作業学実習Ⅰ	1	45	
			基礎作業学実習Ⅱ	1	45	
			基礎作業学実習Ⅲ	1	45	
			作業療法研究法	1	15	
			小 計	8	255	
	作業療法管理学	2	作業療法管理学	2	30	
			小 計	2	30	
	作業療法評価学	5	作業療法評価法Ⅰ	2	60	
			作業療法評価法Ⅱ	3	90	
			作業療法評価法Ⅲ	1	30	
			作業療法評価法実習Ⅰ	1	45	
			作業療法評価法実習Ⅱ	1	45	
			小 計	8	270	
	作業療法治療学	19	身体障害作業治療学Ⅰ	1	30	
			身体障害作業治療学Ⅱ	3	90	
			身体障害作業治療学実習Ⅰ	1	45	
			身体障害作業治療学実習Ⅱ	1	45	
			精神障害作業治療学Ⅰ	1	30	
			精神障害作業治療学Ⅱ	2	60	
			精神障害作業治療学実習	1	45	
			発達障害作業治療学Ⅰ	1	30	
			発達障害作業治療学Ⅱ	1	30	
			発達障害作業治療学実習	1	45	
			老年期作業治療学	1	30	
			義肢装具学	1	30	
			日常生活活動	1	30	
			日常生活活動実習	1	45	
			作業療法技術論実習	1	45	
			作業療法演習Ⅰ	1	30	
			作業療法演習Ⅱ	1	15	
			作業療法演習Ⅲ	1	30	
			作業療法特論Ⅰ	1	30	
			作業療法特論Ⅱ	2	60	
			作業療法特論Ⅲ	2	60	
			作業療法特論Ⅳ	4	120	
			レクリエーション指導法	1	15	
			小 計	31	990	

教 育 内 容		指定規則 単 位	学 則			備 考
			科 目	単 位	時間数	
専 門 分 野	臨床実習	22	臨床見学実習	1	45	
			臨床実習Ⅰ	3	135	
			臨床実習Ⅱ	9	405	
			臨床実習Ⅲ	9	405	
			地域リハビリテーション実習	1	45	
			小 計	23	1,035	
	地域作業療法学	4	地域作業療法学Ⅰ	1	15	
			地域作業療法学Ⅱ	2	30	
			生活環境論	1	30	
			小 計	4	75	
	小 計	57 単位 以 上		76	2,655	
総 計		101 単位 以 上		135	3,705	

別表第1 (第9条関係)

教 育 課 程 及 び 授 業 時 数

医療分野 専門課程 言語聴覚学科

教育内容	指定規則単位	学 則						備考
		科 目	1 学年	2 学年	3 学年	単位	時間数	
基礎分野	人文科学	現代表現	30			1	30	
		医療倫理	30			1	30	
		小 計	60			2	60	
	社会科学	心理学	30			1	30	
		教育学	30			1	30	
		小 計	60			2	60	
	自然科学	基礎生物物理	30			1	30	
		統計学	30			1	30	
		小 計	60			2	60	
	外国語	英語Ⅰ	30			1	30	
		英語Ⅱ	30			1	30	
		英語Ⅲ		30		1	30	
		英語Ⅳ		30		1	30	
		小 計	60	60		4	120	
	保健体育	保健体育Ⅰ	30			1	30	
		保健体育Ⅱ		30		1	30	
		小 計	30	30		2	60	
	小 計	12 単位以上	270	90		12	360	
専門基礎分野	基礎医学	医学総論	30			1	30	
		解剖学	30			1	30	
		生理学	30			1	30	
		病理学	30			1	30	
		小 計	120			4	120	
	臨床医学	内科学		30		1	30	
		小児科学		30		1	30	
		精神医学		20		1	20	
		リハビリテーション医学		30		1	30	
		耳鼻咽喉科学	20			1	20	
		臨床神経学		30		1	30	
		小 計	20	140		6	160	
	臨床歯科医学	歯科口腔外科学 (形成外科学を含む)		40		2	40	
		小 計		40		2	40	
	音声・言語 ・聴覚医学	呼吸発声発語系の構造						
		・機能・病態	20			1	20	
		聴覚系の構造・機能・病態	20			1	20	
		神経系の構造・機能・病態	20			1	20	
		小 計	60			3	60	

教 育 内 容		指定規 則単位	学 則						備考
			科 目	1 学年	2 学年	3 学年	単位	時間数	
専 門 基 礎 分 野	心理学	7	臨床心理学		40		2	40	
			生涯発達心理学	40			2	40	
			学習心理学	30			1	30	
			認知心理学		30		1	30	
			心理測定法		30		1	30	
			小 計	70	100		7	170	
	言語学	2	言語学Ⅰ	30			1	30	
			言語学Ⅱ	30			1	30	
			小 計	60			2	60	
	音声学	2	音声学Ⅰ	30			1	30	
			音声学Ⅱ	30			1	30	
			小 計	60			2	60	
	音響学	2	音響学	30			1	30	
			聴覚心理学		30		1	30	
			小 計	30	30		2	60	
	言語発達学	1	言語発達学	30			1	30	
			小 計	30			1	30	
	社会福祉・教育	2	社会保障制度			30	1	30	
			リハビリテーション概論	30			1	30	
			関係法規			20	1	20	
			小 計	30		50	3	80	
	小 計	29 単位以上		480	310	50	32	840	
専 門 分 野	言語聴覚障害学 総論	4	言語聴覚障害学概論Ⅰ	30			1	30	
			言語聴覚障害学概論Ⅱ		30		1	30	
			言語聴覚障害診断学Ⅰ		30		1	30	
			言語聴覚障害診断学Ⅱ			30	1	30	
			小 計	30	60	30	4	120	
	失語・高次脳機 能障害学	6	失語症Ⅰ	40			2	40	
			失語症Ⅱ		30		1	30	
			失語症Ⅲ		30		1	30	
			失語症演習Ⅰ	30			1	30	
			失語症演習Ⅱ		30		1	30	
			高次脳機能障害Ⅰ	30			1	30	
			高次脳機能障害Ⅱ		30		1	30	
			高次脳機能障害Ⅲ		30		1	30	
			小 計	100	150		9	250	

教 育 内 容		指定規則単位	学 則						備考
			科 目	1 学年	2 学年	3 学年	単位	時間数	
専 門 分 野	言語発達障害学	6	言語発達障害Ⅰ	30			1	30	
			言語発達障害Ⅱ	30			1	30	
			言語発達障害Ⅲ		30		1	30	
			言語発達障害Ⅳ		30		1	30	
			言語発達障害Ⅴ		30		1	30	
			言語発達障害Ⅵ		30		1	30	
			言語発達障害演習Ⅰ	30			1	30	
			小 計	90	120		7	210	
	発声発語・嚥下障害学	9	音声障害			30	1	30	
			構音障害Ⅰ	30			1	30	
			構音障害Ⅱ		40		2	40	
			構音障害Ⅲ			30	1	30	
			構音障害演習		30		1	30	
			非流暢性障害		30		1	30	
			摂食嚥下障害Ⅰ	30			1	30	
			摂食嚥下障害Ⅱ		20		1	20	
			摂食嚥下障害Ⅲ		30		1	30	
			摂食嚥下障害演習Ⅰ		30		1	30	
			小 計	60	180	60	11	300	
	聴覚障害学	7	聴覚障害Ⅰ	40			2	40	
			聴覚障害Ⅱ		40		2	40	
			聴覚障害Ⅲ			20	1	20	
			聴覚検査法Ⅰ	30			1	30	
			聴覚検査法Ⅱ		30		1	30	
			補聴器・人工内耳			30	1	30	
			小 計	70	70	50	8	190	
	臨床実習	12	臨床実習Ⅰ	40			1	40	
			臨床実習Ⅱ		160		4	160	
			臨床実習Ⅲ			400	10	400	
			小 計	40	160	400	15	600	
	小 計	44 単位以上		390	740	540	54	1,670	
選 択 必 修 分 野		8	言語発達障害演習Ⅱ			30	1	30	
			摂食嚥下障害演習Ⅱ			30	1	30	
			高次脳機能障害演習Ⅰ		30		1	30	
			高次脳機能障害演習Ⅱ			30	1	30	
			言語聴覚障害特論Ⅰ			60	2	60	
			言語聴覚障害特論Ⅱ			30	1	30	
			言語聴覚障害特論Ⅲ			30	1	30	
			小 計		30	210	8	240	
	小 計	8 単位以上			30	210	8	240	
総 計		93 単位以上		1,140	1,170	800	106	3,110	

別表第2（第32条関係）

入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

（専門課程 理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科）

学 科 \ 区 分	入学検定料	入学金 (初年度のみ)	授 業 料 (年 間)	教育充実費 (年 間)
理学療法学科	20,000 円	200,000 円	1,150,000 円	250,000 円
作業療法学科	20,000 円	200,000 円	1,150,000 円	250,000 円
言語聴覚学科	20,000 円	200,000 円	(1 学年) 950,000 円	150,000 円
			(2・3 学年) 1,050,000 円	

別記第1号様式（第27条関係、理学療法学科、作業療法学科）

契 印	契 印	第 号	学校法人吉田学園 専門学校北海道リハビリテーション大学 校長 氏 名 印	年 月 日 専門課程 と称することを認める	右の者は本校専門課程何々学科（四年）の課程 （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号に よる職業実践専門課程）を修めたので卒業証書 を授与し文部科学大臣告示（平成十七年文部科 学省告示第百七十号）により高度専門士（医療	校 印	卒業証書	氏 名	年 月 日生

備考 何々学科には、学科名を記載するものとする。

別記第1号様式（第27条関係、言語聴覚学科）

契 印	契 印	第 号	学校法人吉田学園 専門学校北海道リハビリテーション大学 校長 氏 名 印	年 月 日 より専門士（医療専門課程）と称することを認める	右の者は本校専門課程言語聴覚学科（三年）の課程 （平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による 職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し 文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）に	校 印	卒業証書	氏 名	年 月 日生